

健康保険証・福祉医療費受給資格者証 台紙

以下の余白に、健康保険証・福祉医療費受給資格者証をのり付けして、提出をお願い致します。

○健康保険証○

健康保険証のコピー

※福祉医療受給資格者証の有効期限が

29年度内の方は、新しい受給資格者証が
お手元に届き次第、

3月末日までに健康保険証及び福祉医療受給
者証を貼付の上ご提出下さい。

○福祉医療費受給資格者証○

福祉医療費受給資格者証のコピー

※必ず平成30年4月以降に有効な
受給資格者証を貼付して下さい。